



シテューワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
Tel 03-6212-5500 Fax 03-6212-5700 URL <http://www.city-yuwa.com>

弁護士大場正成のプロフィール

私、大場正成は、昭和30年代から盛んになったわが国の本格的特許訴訟の幕開け時代に弁護士のスタートを切り、数々の重要国際特許事件に参加する機会を与えられ、現在の特許訴訟の基礎を築いた法曹先達の薫陶を受け、内外の特許実務化との交流を通して、特許専門弁護士として得難い経験をするという幸運に恵まれました。

数百件に及ぶ特許その他の知的財産事件を処理し、今では特許専門の弁護士の仲間入りをしましたが、最初からそれを目指したものでもなく、技術的教養の背景もなかったのに、あらゆる分野の興味深い発明に接し、多くの知己を得たことに感謝し、日々この仕事を趣味以上に楽しんできました。

弁護士生活は湯浅坂本法律事務所（現在のユアサハラ法律特許事務所）でスタートしました。

所長の湯浅恭三弁護士は英国バリスターの資格もあり、戦前から関西で外国会社や外国銀行の顧問などで知られ、戦後マッカーサーの連合国司令部の法律顧問として招かれたのを機に東京で事務所を開設し、外国会社や銀行の仕事のほか、戦後の鉄鋼、電力会社の復興のため、世界銀行からの融資を受ける手続きに輸出入銀行、開発銀行の代理人となり、国際的コーポレーション・ロイヤーとして活躍され、訴訟では後に最高裁判事となられた坂本吉勝弁護士をパートナーとして迎えられたのでした。

私はこの坂本先生のお世話でこの事務所に入りました。この事務所では当初一般民事訴訟のほか、銀行の法律相談、海外との契約などが多かったが、後に合弁会社設立やこれに伴う一手販売代理店契約、特許ノウハウライセンス契約を数多く取扱うことになりました。

この間特許事件以外でも忘れられないいくつかの事件があります。

8年目から10年目にかけて、佐世保港の米国大型タンカーの差押え、その後の訴訟で生まれ故郷の佐世保に一年間、石川島の方々と毎月通ったのは楽しい思い出です。

その他の大型事件としては、江東区東雲の5千坪の土地紛争を担当し、一審勝訴、二審で和解しました。

その少し前に、バカルディラム商標事件という国有化に絡んだ珍しい事件がありました。これはカストロ革命政府がバカルディ一族の企業財産を国有化し、バカルディラムの商標を付したラム酒を日本に輸出し、これをバカルディの依頼で税関で商標侵害で差押えたものです。キューバ政府はバカルディは国有化したと主張しましたが、国有化は財産に対して行われ、会社自体ではない。国権の発動である。国有化の効力はテリトリアルリミットがあり、国外には及ばない。商標権は各国に独立して存在し、バカルディの日本商標は、メキシコで事業を続けている法人バカルディの所有であるという当方の主張が認められ、税関で差押えたバカルディラムは廃棄処分となりました。祝勝会で、証拠の商標ラベルを集めるために買集めたラム酒の処分を行い、酒豪の面々が強力なラム酒で枕を並べてダウンしたものです。

特許事件との出会いは、3年目に2件の事件、一眼レフカメラ特許の事件とパーツフィーダーの特許事件でした。原告代理人として担当し、カメラ事件は和解となりましたが、パーツフィーダー事件は幸先よく1勝、原告は特許権者のシントロン社のほか、独占的实施権者の神鋼電機も求償を認められました。本人はあまり意識していなかった対象物の特定で大変参考になったと言われ、対象物特定の重要性を初めて知りました。また、賠償額の損害金計算に三宅正雄裁判長から懇切な御指導を受けました。

引続いて、ジヒドロストレプトマイシンとビタミンB₁₂の化学事件を担当し、初めて見る化学特許明細書に戸惑うが、先輩の久保田穰弁護士がハーバード留学から帰国して参加、ジヒドロストマイは勝訴、B₁₂は請求棄却、控訴審で両件併せて和解となりました。一審のジヒドロストマイの件判決では3年以上遡る期間は10年の時効までの不当利得が認められ、何の問題もないと思われたが、高裁の担当判事は法律上の疑問を提起し、答えが出ないまま和解となりました。その後の侵害事件では不当利得請求は一般に認められています。

湯浅坂本事務所としての特許事件は、クロロマイセチン仮処分事件で、昭和29年に始まり、弁護士2年目の久保田弁護士が担当、大型特許事件の先駆けとなりました。

この久保田弁護士が主力となって活躍されたアリナミン特許事件（私どもは依頼人藤沢薬品の商品名で「ノイビタ事件」と呼んでいます）、テトロンの名で知られるポリエステル特許事件、GEの人工ダイヤモンドと、大型訴訟が連発しました。

—テトロン事件—

中でも、テトロン事件は、当時わが国の花形産業であった繊維会社のトップ、東レ、帝人、東洋紡績、日本レーヨン、倉敷レーヨンが参加、原告の東レ・帝人代理人として、湯浅・坂本・久保田・大場と、トップに清瀬一郎弁護士、退官後の内田譲文、さらに後に原増司弁護士が加わり、被告代理人は東洋紡績が兼子事務所、日本レーヨンは品川澄雄弁護士でした。まさに当時の特許弁護士の代表的顔ぶれという壮観でした。

この特許は英国カリコプリンターの所有で、インペリアルケミカルが全世界の独占実施権を持ち、日本では東レ・帝人にライセンスしたものです。

問題は、繊維を形成する線状高分子ポリエチレンテレフタレートのテレフタレート酸の一部をイソフタル酸に置換えること（東洋紡）、安息香酸に置換えること（日本レーヨン）又は末端停止剤・鎖分岐剤を含む（倉敷レーヨン）ことが、単なる付加による特許の利用か、均等か、又は化学分子は構成原子が少しでも違えば別物か、高分子は混合物と同視すべきか、など、要約すれば単純な争点ですが、法律と化学の両面からの論争で、久保田弁護士が東レ・帝人の技術者と毎週ホテル・旅館に泊まり込んで5年間で書上げた準備書面などの訴訟記録は、積重ねて2メートルにもなるものであり、毎回期日間の全員の打合せは、当時衆議院議長であった清瀬先生の議長公邸でも行われ、清瀬先生はいつも何か字句訂正をされ、書面を全部読まれたことの証を示されました。また、新しいことを学ぶのは長寿の秘訣で、今自分も化学を勉強しているとテレビのインタビューで話しておられました。

一審の結果は、東洋紡績の事件は大阪地裁が非侵害で棄却、日本レーヨンの事件は京都地裁が侵害で請求認容、両件まとめて大阪高裁で和解となっています。倉敷レーヨンの事件は、特許庁の判定で侵害とされたため和解で解決しました。

ここで代理人の顔ぶれについて触れると、清瀬一郎弁護士は、テトロン事件では同じ側でしたが、先のジヒドロストマイ、ビタミンB₁₂の件では相手方、その後起こるGE人工ダイヤモンド事件でも相手方でした。同弁護士は法学博士で、「発明特許の起源」という貴重な啓蒙的著作があり、英国留学から帰国後、衆議院議員として特許専門家になじみの深い大正10年法の特許法改正に尽くされている特許法の大先輩でした。当時はそのことを不勉強で知らず、ただ有名弁護士だから担ぎ出されたと誤解していました。

昭和30年代、裁判所の特許訴訟の要は、東京高裁民事第6部の裁判長内田譲文判事、その事実上の教師、原増司判事、東京地裁民事29部の裁判長三宅正雄判事でした。

退官後の内田判事は、前記のテトロン事件のほか多くの事件で共同代理人となり、内田事務所に弁護士登録と共に入られた本間崇弁護士とも多くの事件で共同し、後には相手方ともなる事件も多くなりました。

原判事は、戦後GHQの方針で特許判事育成のため欧米に派遣され、東京高裁の特許裁判官の中心的存在で、当時特許界の最高権威と目されていましたが、退官後、同じ事務所に入られ、最高の教師が向こうからやって来られたわけです。

また、東京地裁の三宅判事も、退官後数多くの事件で共同代理人として教えを受け、また多くの事件で相手方にもなられました。

品川澄雄弁護士は、次に起こった東京地裁での発砲ポリスチレン事件で相見えたほか、一番多く相手方になった弁護士であり、最近の青色発光ダイオード事件でも6年に亘り相手方となりましたが、ヘキストの心臓薬プレニラミン事件では控訴人代理人に大場が加わる形で共同代理人となっており、他にも味方となって働いたこともありました。

その他相手方としては、松本重敏弁護士、中村稔弁護士、田倉整弁護士、大阪の村林弁護士、内田弁護士など、私にとっては先輩でしたが、優秀な方ばかりで、その中でもまれたのは得難い経験でした。

—カネパール事件—

この事件は、私が事件発生の当初から主任を承った最初の本格的化学事件として思い出深い事件です。

この前に同じ特許で大阪地裁に仮処分事件がバデッシェと積水化学の間で争われました。この大阪地裁の判決は、発砲ポリスチロール事件として均等論に関する判決として有名です。しかし、これはいわば特許訴訟のプロとアマの争いで、積水代理の品川・小田島コンビが一方的に名を挙げたのです。

大阪の事件での品川・小田島両氏の手腕を見込んでバデッシェと積水が手をたずさえて、カネカのカネパールを駆逐すべく、カネパール使用の加工業者三和化成を攻め、東京地裁で争われました。

品川弁護士は、ノイビタ、テトロン、GEダイヤのすべてに相手となる宿敵、小田島弁護士は旧知の仲ですが、このコンビは化学特許で勇名を馳せていたので、私にとってはまたとない絶好の力試しとばかり、ファイト満々で立ち向かったのです。この御両人のエネルギーなしかも優秀な訴訟能力に対し、あらゆる点で2倍の努力、2倍の時間、2倍の仕事量を自分にも仲間にも言い聞かせて、この事件に臨んだのです。

原告代理人は、清瀬・内山・品川の各弁護士、田代・小田島・酒井各弁護士。

被告は、内田譲文、内田修、坂本、久保田、大場、本多、本間、池田、後に原の各弁護士。

この事件では発泡剤として「易揮発性有機液体」とクレームにあるのが、ブタンを含むかどうか争点でした。

大阪では、品川・小田島両氏は「液体」とは常温常圧の状態をいうとする一方、「ビーズ軟化でプロパンはガス状で圧縮されているのが発泡してふくらむ」と言い、液体の蒸発による発泡と原理的に異なると主張し、判決もこれを認めています。

本件ではまず仮処分で、「液体」とはビーズの中の状態をいう、とし、計算上ビーズ中の空間にブタンはガス状で存在し得ないと主張されました。これは大阪での主張＝ガス状で圧縮されている＝という主張の誤りを知り、これを逆用し、アボガドロの常数計算上ガス圧縮はできず、液状しかあり得ないとして攻めて来られたのです。

私どもはこの主張を予想しており、ビーズ中の論争は誤りであるとし、常温常圧でのみ液体かどうかを定めるべきであるとして、さらに事実として、ビーズ内では発泡剤は液体でも気体でもなく分子状で分散しているのに過ぎず、ビーズは全体として固溶体である。液体か気体かの二者択一という前提での議論は非論理的と反論しました。

ここで原告は「易揮発性有機液体」とは、容易に気体になる液体、液体でも容易に気化する、とまことに上手い口上で、思わず引込まれそうな説明をされたものです。

そして説明会では、ブタンを開放容器中で液状に保持して見せたり、連通したコの字型密閉容器の一端を少し加熱して気化させ他端で冷して液化したり、これぞ易揮発性液体という見事な演出でした。品川・小田島コンビ得意の心理作戦です。

これに対し、私は1週間後、ガスライターの注入器を使って、常温の20度では、開放すると瞬時に泡をふいて消えるのを演出してみせました。

こうして仮処分は3ヵ月ほどで終わりました。

短期間とはいえ、実に火花を散らし、書面の交換、説明会と忙しいことでした。

答弁書などは、カネカの担当者、本間弁護士を加えて、ホテルに泊り込み、1日で検討、2日目に和文タイピストを呼び速記（直接文字にする）させ、相談しながら1日で百頁ほどの書面をドラフトし、これをまたタイピストが2、3日でタイプするという調子でした。

本訴が始まってからは何度か説明会があり、判事も何度か交代されました。そしてその度にまた説明会を開きました。

本訴ではアカデミックな均等論に加え実験による実質的均等の立証と説明会のデモンストレーションが繰返されました。

私はカネカの芦屋山荘に何度も泊り込み、またカネカからは担当者が毎週のように来ては、書類の山を作ることに精を出しました。そして8年後勝訴。相手は控訴せず。

カネパール事件は特許侵害における均等論の問題を深く考えさせられることになり、その研究内容は原増司判事退官記念論文『特許法の基本的諸問題』、湯浅原法律特許事務所編『知的所有権の保護』などで、これを論じています。

私としては公正な立場からの考察をしているつもりが、最初の論文はカネパール事件の頃でやや被告寄りから、その後新薬合成の方法特許などを扱うようになって次第に原告色が濃厚になってくるのは、弁護士が扱う事件で考えも影響されることを示しています。

最後の論文は、特に、日米独の判例の実例についての判例評釈として具体的事案につきクレームと対象物、方法を詳細に説明したものとしては、かなり詳細な資料を研究者に提供しているつもりです。

また、特許事件との取組み方としては、このカネパール事件の方式が、私の特許事件処理のスタイルとなっています。

特許事件を持込まれると、その技術内容を理解するために依頼会社の特許関係者だけでなく、発明者や当該技術分野の研究者などと2日間を一単位として泊り込み（後にこの泊り込みは少なくなりました）をして、レクチャーを受け、議論を繰返します。

カネパール事件に続いて起り20年に及んでダイヤモンド事件、1997年から6年にわたり争われた青色発光ダイオード事件で、10件以上の特許・実案の侵害事件、20件以上の審決取消事件について豊田合成を代理したこと、ドイツのベーリンガーやヘキスト、スウェーデンのファルマシアなどの代理としての医薬品や医療器の特許

訴訟など重要な事件は忘れられません。

その他、技術者との密着作業を続けて成功した事件で忘れられないのは、東亜特殊電気（現TOA）が米国クールターと争った血球計数器事件、磁気表示装置事件で日本カプセルの鷺谷社長から教示されながらマイクロカプセルや微粒子の磁界内の挙動を立証したこと、一審敗訴を控訴審で逆転した血液採取器事件は、微粒子が水溶性か膨潤性かを立証するため、当時バイエルの技術者尾澤氏と2日間密着して顕微鏡を使って撮影したビデオと写真を撮ったことも忘れられません。

また、比較的最近、原告として一審の敗訴を控訴審で逆転勝訴した事件は、稀な立会実験で決着した劇的な結果で、得難い経験でした。

これと対照的に、上記血球計数器事件は17年に及ぶ係争で、遂に一審判決も出ないまま和解した事件ですが、何回も裁判所の説明会で実機やオシロスコープを車台に載せて持込み、デモンストレーションを繰り返して、神戸の裁判関係者間でも有名になりました。この事件について、終始関係された磯貝氏は、専務でTOAを退社され、自費で裁判記録と手記を一冊の本にまとめられた程です。その中で、技術に素人の弁護士が当時大学教授の電気専門家から反対尋問で一本とったことが忘れられないこととして書かれています。もちろん、これは磯貝氏などに教えられ、私はロボットのように動いたに過ぎませんが。

前記カネパール方式の検討会は、事件係属中も、弁論期日の間に2、3回は繰り返したのですが、その後の多くの電気事件、化学事件などについても同種のことを行ってきました。しかし、これは私が技術専門家になることではありません。私はその特許発明と対象物、関係先行技術などを理解した上で、技術者としてではなく、技術の素人として、同じ素人である裁判官に伝えることが弁護士の役割と考えています。

—技術説明—

裁判官も法律の専門家で、技術知識については白紙という原則です。弁護士のように、直接専門の技術者と長時間繰り返し密着して根掘り葉掘り聞出す手段はないので、特許庁から出向した調査官が補佐することになっていますが、調査官は化学・機械・電気の一般的教養と自ら担当した分野についての知識はあっても、具体的事案についてすべて専門知識があるわけではありません。

最近専門委員という制度が設けられ、大学の先生などを主として考えられているよ

うですが、実際には、具体的事案で実務的技術知識経験を有する適格者はなかなか見当らないのです。

私は、具体的発明に関連する技術知識はそのことを自らの仕事として研究・設計・生産に当たっている企業の技術者が、そのことに関しては世界で一番進んでいるのだと思います。ですから世界の誰も今まで気づかなかった発明ができると考えています。私が依頼者の技術者から直接教えを受けたいと思うのはこの理由からです。したがって、この立場からの技術説明は特許裁判にとって最も重要なことではないかと考えます。

私が特許事件に関係した頃は技術説明会が盛んに行われていました。当事者はそれぞれ工夫を凝らして、説明図などを作ったり、裁判所でもできる実験などのデモンストレーションを行ったりしました。

東京地裁の三宅判事は、争点の理解のため必ず説明会を開くことを原則としておられ、東京高裁の原判事は、特許明細書の理解が基本であるとして、説明会では当事者代理人に特許明細書全文を逐一解説を求めるというスタイルでした。これによって初めて当業者は特許明細書をどう解釈するかを理解するわけで、それを離れた議論は空論ということになります。

その後しばらくの期間、なぜかあまり技術説明会が開かれなくなった時期がありました。「これは時間の無駄である」というある判事の話聞いて驚きました。もちろん、当事者によっては拙劣な時間潰しの説明を行う例があることは否定できませんが、私は、口頭説明は、時間の無駄どころか、明細書や関係書類を読む時間を飛躍的に短縮し、見当外れの解釈をしないためには極めて有用な手段と考えています。

説明会には技術者は適当ではありません。技術者は、技術者なら当然知っている当該分野のベースになる背景技術、その適用場面などは当然の前提として、その上の問題点だけを説明するので、門外漢にはそもそもどのような場面の現象について何を話しているのか分からないまま説明会を終る、これでは実際時間の無駄です。

弁護士である代理人は、同じく技術に素人の裁判官と同じ立場で、企業の技術者から一部始終を聞いた上で、何をどのように説明すればその技術の基本的背景から適用の場面、技術課題、解決手段の順で理解していただけるかを工夫し、短時間でそれをまとめ、伝える工夫をするわけです。上手にまとめた説明であれば、何週間かけて読んでも理解できない特許明細書が、半日で読みこなせるようになるのです。

最近は裁判所でまた技術説明を積極的に求めるようになり大変良い傾向とと思っています。これからは紙に書いた説明図ではなく、プロジェクタを使ったスライドやビデオが中心で、特に上手に作成されたビデオテープやDVDは裁判官が繰り返し見られるということで大変有用ですが、何百万円から1千万円又はそれ以上の費用、それにビデオ作成会社にあなた任せではなく、代理人や技術者が相当の時間を使う必要があります。

私は長年特許事件を取扱い、専門技術分野がないことを逆手に何でもやります、ということで、テレビ、カメラ、自動車、家電製品、産業用機械、医薬品、医療機器などほとんどありとあらゆる分野の発明に触れる機会がありましたが、その中でも異色の発明として、審決取消請求事件で、特許を勝取った2つの事件は忘れられません。

—審決取消訴訟—

その一つは、イーストマンコダックのフィルム多層塗布法です。

現在のカラーフィルムは十数層の明瞭に境界を区別し得べき塗布層があり、1層がミクロン程度ですが、その多層を従来は1層ずつ塗付して乾かしては次を塗布するという形式で、その要する時間と設備を考えると、これを一挙に塗布できれば工業上如何に有用かは説明の要もありません。これを従来から行っていた1層のビード塗布法で一挙に同時に行って成功したのです。「ビード」とは、木の葉の上の水滴のようなものをいい、2枚の板の間に水滴があると両方に架橋するようになりますが、この発想から、ロール上の接点で塗布剤を引取る方法を、イーストマンでは「ビード塗布」と呼んでいたのです。ロールの接点の代りに数層の塗布剤の流れをホッパーの出口で合流し1つのビードを作り、つまり一つのビードに十幾層の塗布剤を供給し、これを一挙にフィルムに塗布すると、めちゃくちゃに混じってしまうだろうと誰しも考えますが、実はそれが少しも混らず明確に層を成して塗布されるという大発見で、カラーフィルム塗布技術史における革命的大発明です。これが特許庁でも裁判所でもなかなか理解されなかったのです。

富士写真工業と小西六が異議申立人となり本訴では審決取消事件の参加人となりました。磁気テープ2層の連続流延塗布の公知例から上記発明が容易に分るというものです。まずビード塗布の定義（明細書中にもあり）の説明にほとんどを費しました。

この現実の現象を肉眼では分らない塗布剤の流れを拡大撮影し、実に見事なカラー

映画で撮影したものを持込んで示したところ、富士、小西六もその技術に感嘆し、対抗映画を撮るのにずい分＝半年以上の＝時間をかけたようでした。

こうして特許庁の代理人さえ内心で発明と認めている様子で、富士・小西六は、それぞれ中村稔先生、羽柴隆先生を代理人として手強く頑張られたのですが、発明を理解されてからは率直にクライアントに助言されたらしく、判決の結論を待たずに富士・小西六ともライセンスを求められ契約成立しました。しかし、裁判所は区別の微妙な表現に手間取ったのか、結審から再開、また結審と実質審議終了後4年以上判決が出なかったのが、遂に11年目で判決が下って特許が認められたのでした。

—GEのダイヤモンド—

もう一つは、ゼネラル・エレクトリック社（GE）のダイヤモンド製造法です。GEの研究陣は、1954年人工ダイヤモンドの合成に成功し、ダイヤモンドは炭素だけの特殊の結晶構造であることが200年前に亘って以来の人類の＝特に冶金学者の長年の夢を現実のものとししました。5万気圧以上（ほぼ手のひらの上に東京タワーを乗せた圧力）と1200～2000度の高温下で、金属触媒を使って成功したのです。高温高压発生のためのベルトと呼ばれる装置の特許と、合成の条件を決めた2件の特許—基本と改良—が出願されましたが、米国特許庁の段階で止められ、米政府は国防上の理由で秘密保持命令を出しました。ダイヤモンドは固い物質の切削に役立つ工業に重要な物質だったからです。かくして秘密命令が解禁されるまでの5年、外国特許は押えられて、優先権の期間が過ぎてから出願が行われたのです。その間に、GEの研究者が「3万乃至10万気圧、1千乃至3千℃の間で合成しようと信じて」研究に着手したことを発表し、イギリスでロンズデール女史がGEダイヤモンドを分析してニッケルその他の金属が含有されていることを発表したことが特許庁で引用され、基本的方法特許が拒絶されたのです。もちろんこれらの発表だけで、ダイヤモンド合成に成功した人はGE以外にわが国出願前は誰もいなかったのですが、一見、3万乃至10万の気圧、1千乃至3千℃の温度の中から7万5千気圧以上、1200℃乃至2000℃を探すのは易しいと考えがちであり、ニッケルが発見されればそれを触媒ではないかと考えるというのも易しそうです。

ところが、これは条件はただそれだけだと特定された後に、個別の条件を過去の文献から探すからそう見えるだけで、逆にその断片的知識から発明の要件を定めること

は至難の業であるということは、実験者でなければ分らないのでした。

特に、合成に要する時間は、クレームの要件になっていませんが、天然ダイヤモンドが地層の高温高压下で何億年かかったか分からないことから、いかに物的条件を揃えても、気が遠くなる時間を要するのではないかという諦めの気持ちが研究者の頭から離れなかったところ、短時間で合成されるとは、成功して初めて分ったのです。

証言台で参加人、小松ダイヤの証人砂川教授はこれを容易と言われましたが、同教授はダイヤモンドの組成は研究されても、合成を試みたことはなかったのです。当方の証人として、発明者の一人、ベントーフ・ジュニアは、「それだけのことが分った上で何回の実験をすればこの発明に到着しうるか？ おそらく数万回であろう」「この発明は理論上分ったものではない。偶然だった。GEが高温高压装置を発明した後、更に数年、いろいろの人がいろいろのアイディアで実験を重ねたが、最後の成功は偶然夜中の停電で圧力が異常に高くなり、また原料中に金属が不純物として知らないで混ぜていたことが後で分った」「成功してもしばらくはその点の原因が分らなかった」などと実験者にしか分らない困難を種々証言されたのでした。かくして昭和42年に始まったこの審決取消事件は、昭和51年6月に判決が下り、特許期限が切れる数ヵ月前に上告審で確定しました。

—勝訴率—

特許侵害事件で原告勝訴率は一般民事訴訟に比べて低いと言えます。三宅判事は3割なら良い方だと言われましたが、東京地裁昭和40年から50年度にかけて原告勝訴判決は1割を割るようになり、東京地裁の特許部の法廷は閑散として、事件は著作権や不正競争防止法の事件ばかりという状況もありました。私の場合も原告勝訴率は高いとは言えません。

昭和50年頃の2年間で、東京・大阪合せて特許事件の原告勝訴はわずか7件という年がありましたが、その7件のうち2件が自分の代理した事件で、わずかに慰められたことがありました。

しかし、一般に侵害の疑が強いときに和解になる可能性が高く、被告に自信がある場合に判決になることも、この判決の傾向に影響していると言えます。実際、原告では和解した事件が多いという記憶です。

私の記憶でも、原告事件は和解で終るのが多い印象で、特に最近私が原告代理をし

た事件でも、一審敗訴で控訴審で逆転という事件が平成17年、18年に続いて起りました。ところが、控訴審では事実上逆転勝訴と同じではあるが、形式は和解という結果になったので、判決集には掲載されませんでした。

しかし、平成8年から平成13年まで大阪でファルマシア社を代理して日本イーライ・リリー社に対して起した、注射器カートリッジの事件では、均等による侵害を認められた稀な事件ですが、相手が徹底的に争ったため、大阪地裁、大阪高裁、上告審とも原告として勝訴判決を受けました。

他方被告事件では40年間すべて判決は勝訴という奇跡のような記録が続きました。40年目で2件の一審被告敗訴の経験をしました。1件は控訴審のとき他の件とまとめて和解となりました。しかしもう1件は控訴審で逆転。会社技術者と実験を顕微鏡を使ってビデオに撮るなど努力が報われ、結論は勝訴で、結局確定した判決としては被告敗訴は未だにゼロの記録が続いています。これは私の依頼者の方々が皆真面目に検討して、非侵害と確信する場合にだけ訴訟を受けて立てたからと思っています。及ばずながら私もその御期待に応えてきました。しかし、訴訟の勝ち負けはともかく、企業の第一線の技術者の方々から、興味尽きない現代の科学技術についていろいろと教えていただくことが自分の仕事につながるということ、楽しみは仕事ですと言える幸せを毎日感じています。

大場 正成

- 1925年12月17日長崎県佐世保市で生れる。
- 1953年 中央大学法学部卒業、同年司法試験合格
- 1957年 第二東京弁護士会に弁護士登録
湯浅・坂本法律特許事務所（後に湯浅・原法律特許事務所となり、更に湯浅法律特許事務所と改名、現 ユアサハラ法律特許事務所）で弁護士業務に就く。
- 1965年 湯浅・坂本法律特許事務所パートナーとなる。
この頃から特許訴訟増加、訴訟の大部分は特許事件で、次第に特許訴訟や商標・著作権・不正競争防止法など知的財産権専門の色彩が強くなった。
アメリカなど外国での訴訟・特許紛争についての相談、外国弁護士との連絡なども多い。
訴訟以外では国際契約特にライセンス契約・合弁契約・ディストリビューター契約の相談・契約書作成・交渉などが主たる業務となっている。
- 1997年3月末日をもって湯浅法律特許事務所を辞す。
- 1997年4月より大場・尾崎法律事務所パートナー
- 2005年9月よりシティニューワ法律事務所

所属団体・役職等

- 1978年 国際工業所有権保護協会（AIPPI）の会員となり、同年のミュンヘン大会から日本部会執行委員に任命され今日まで継続。3年毎の国際大会、その間の執行委員会で海外各地の会議に参加。
その後1985年から日本部会常任理事となり2000年まで継続。1991年社団法人日本国際工業所有権保護協会の設立と同時に同社団常任理事に任命された。
- 1976年 日本弁護士連合会の無体財産権制度委員会（現在の知的財産制度委員会）の委員となり、1977年から副委員長、1985年と1986年委員長を務めた。
- 1986年 日本ライセンス協会とその連合体 Licensing Executive Society International（LESI）に入会。
1992年、1993年日本ライセンス協会の会長、LESIの Patent and Technology License Committee の Chairman を務めた。
- 1986年 経済同友会（～2004年）及び同友クラブの会員となる。
- 1988年 日本商標協会の設立と同時に副会長に選任され3年間務めた。
- 1989年 財団法人知的財産研究所が設立され、
同年知的財産権の税関差押手続に関する調査委員会、
1991年知的財産の裁判外紛争処理に関する委員会、
1992年知的財産に関する仲裁委員会 でそれぞれ委員長。

国内での講演・セミナー等

1983年から1992年まで一年おきに6回、発明協会主催の米国特許訴訟セミナー講師を務めた。

その他国内ではいろいろな協会・団体・会社の催しで主として特許訴訟に関するセミナーを担当した。

外国での講演・セミナー等

1965	Patent Litigation in Japan	University Club Rochester, NY, USA
1974	Patent Litigation in Japan	Japanese Law Seminar Amsterdam, NETHERLANDS
1979	Patent Infringement Action in Japan	AIPLA meeting Palm Springs, CA, USA
1985	Protection of Intellectual Property in Japan	AIPLA meeting PUERTO RICO
1986	Patent Litigation in Japan	John Marshal Law School Chicago, IL, USA
1992	Overview of Difference between US and Japanese System	AIPLA JP Patent Seminar Arlington, VA, USA
〃	〃	〃 Los Angeles, CA, USA
〃	Protection of Trade Secret	LES Korea Seoul, KOREA
1994	Overview of Difference between US and Japanese System	AIPLA JP Patent Seminar Arlington, VA, USA
〃	Patent Litigation in Japan	AIPPI & LES Korea Seoul, KOREA
1996	Intellectual Property Rights in Japan	Price Waterhouse Forum Phoenix, AZ, USA

著 作

(発行年)	(主 題)	(書籍名)	(発行者)
[解説]			
1976 (初版)	特許訴訟の部	特許管理マニュアル 第3分冊	新技術開発センター
1984	日本から見たアメリカの 特許訴訟	発明 1984年7～11月号 連載	発明協会
1985 (初版)	第1部アメリカ 特許訴訟の特色	アメリカ特許係争の実務 (大場・平川・鈴木 共著)	発明協会
1992	新しい英国の特許裁判所	発明 1992年6月号	発明協会
1992	米国のディスカバリー 制度	国際取引と係争の 法律事務	商事法務研究会
1976	Patent Litigation	Japanese Patent and Trademark Law	Seminar Services S.A. SWITZERLAND
1996	Intellectual Property Law	The Business Guide to Japan	Reed Academic Publishing Asia
[論文]			
1971	特許侵害訴訟における 均等の問題	工業所有権の基本課題(上) (原増司退官記念)	有斐閣
1978	特許侵害における 均等の問題	日本工業所有権法学会誌 2号	日本工業所有権法学会
1981	特許発明の 実質的保護範囲	無体財産権法と 商事法の諸問題 (豊崎光衛先生追悼論文)	有斐閣
1985	無体財産権に関する 仮処分の現状と問題点	自由と正義 1986年11月号	日本弁護士連合会
1986	ITCにおける公平の問題 関税337条手続の現状と 法改正の動向	特許管理 1986年11月号	日本特許協会
1987 (初版)	不正競争防止法 改正の提言	知的所有権の保護 湯浅法律特許事務所編 (編集代表 大場)	発明協会
	特許の無効と侵害	"	"
	特許侵害と均等論 (日米独判例の傾向)	"	"

1987	均等論 (上記の韓国訳)	知的財産 1990年11月～ 1991年1月連載	知的財産権専門誌 (韓国ソウル市)
1989	不正競争防止法 改正要綱について	パテント 1989年12月号	弁理士会
1993	米国の方法特許による 完成品輸入差止めの傾向	発明 1993年5月号	発明協会
1994	不正競争防止法の 今後の役割と進展 (座談会)	発明 1994年2～4月号 連載	発明協会
1995	医薬品特許と裁定実施権 特許の無効と侵害	発明 1995年3月号 知的財産の潮流 (知的財産研究所5周年記念)	発明協会 知的財産研究所
2009 ～2010	職務発明報償金のあり方	発明 2009年10月号 ～2010年7月号連載	発明協会
[判例評釈]			
1973	特許請求の範囲の 誤記訂正の限界	判例時報 1973年7月	判例時報社
1978	特許クレームの解釈	判例タイムズ 367号 臨時創刊	判例タイムズ社
1978	ルシドリール事件 判決の研究	特許ニュース 1978.5上・下	通商産業調査会
1981	共同出願人の一員が 提起した審決取消の 訴の適法性	特許管理	日本特許協会
1985	明細書の不備と 発明未完成	ジュリスト別冊 判例百選	有斐閣
1988	明細書の記載と 特許法 36条の法意	特許管理 1988年4月	日本特許協会
1988	米国 CAFC の新判例 ミーンズクレームの 解釈と均等	発明 1988年5月号	発明協会
1991	訴訟代理人からみた 訴訟輔佐人	パテント 1991年11月	弁理士会
[以下、論文集掲載の判例評釈]			
1983	請求の範囲の文言の 通常の用法を離れた	判例特許侵害法 (馬瀬文夫先生古稀記念)	発明協会

解釈の当否
(トレーラー事件上告審)

1986	無効審決取消請求訴訟に対する訂正審判の影響	判例特許訴訟法 (内田修先生古稀記念)	発明協会
1986	拒絶査定謄本送達日の確認	特許争訟の問題点 (三宅正雄先生喜寿記念)	発明協会
1991	ポピュラーな図形の商標登録の有効性と類否の判断	判例商標法 (村林隆先生還暦記念)	発明協会
1996	クレーム文言の合目的解釈 (電気カミソリ事件)	判例特許侵害法(II) (内田修先生傘寿記念)	発明協会

以 上